

## 役員報酬等並びに費用に関する規程

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本証券アナリスト協会（以下、「本会」という。）の定款に基づき、役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は無報酬とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、常勤役員については、報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、定例報酬及び賞与を支給する。
- (2) 役員に対して、本会より特別の任務として原稿執筆、委員会活動、講師等を委嘱した場合、別に定める出席報酬・謝礼等支出基準によりそれを支払うことができる。
- (3) 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職給付金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第5条 本会の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員への適用は、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 理事会は常勤役員の定例報酬月額を決定するに当たり、人事・報酬委員会の役員報酬に関する答申を参考とする。また、賞与、退職給付金も同様の扱いとする。

(賞与)

第6条 賞与は原則として6月及び12月に支給するものとし、賞与の年間支給額は定例報酬月額に6.0を乗じた額を上限とし、会長が決めるものとする。

(退職給付金)

第7条 退職給付金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職給付金の額は、役員在任期間の月数に、退任時の定例報酬月額の100分の35(ただし、平成12年度から14年度の間は100分の40)に相当する金額を乗じて得られた額を上限として会長が決定する。ただし、96か月を超える役員在任期間に係る乗率は100分の20(満65歳到達後の期間については乗率100分の15)とする。

(報酬等の支給方法等)

第8条 報酬等の支給日、支給方法、法令で定めるところにより控除すべき金額等については別に定める職員を対象とする給与規程等に準ずる。

(費用)

第9条 役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、勤務に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃等)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第12条 この規程の定めには拘らず、各々の役員への適用に当たっては、その貢献度、機能度、客観情勢等を勘案し総会の決議により増額ないし減額することができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表

(単位 円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	550,000	11	820,000	21	1,230,000
2	600,000	12	850,000	22	1,250,000
3	620,000	13	870,000	23	1,280,000
4	650,000	14	900,000	24	1,300,000
5	670,000	15	950,000	25	1,350,000
6	700,000	16	1,000,000	26	1,400,000
7	720,000	17	1,050,000	27	1,450,000
8	750,000	18	1,100,000	28	1,500,000
9	770,000	19	1,150,000	29	1,550,000
10	800,000	20	1,200,000	30	1,600,000

以上